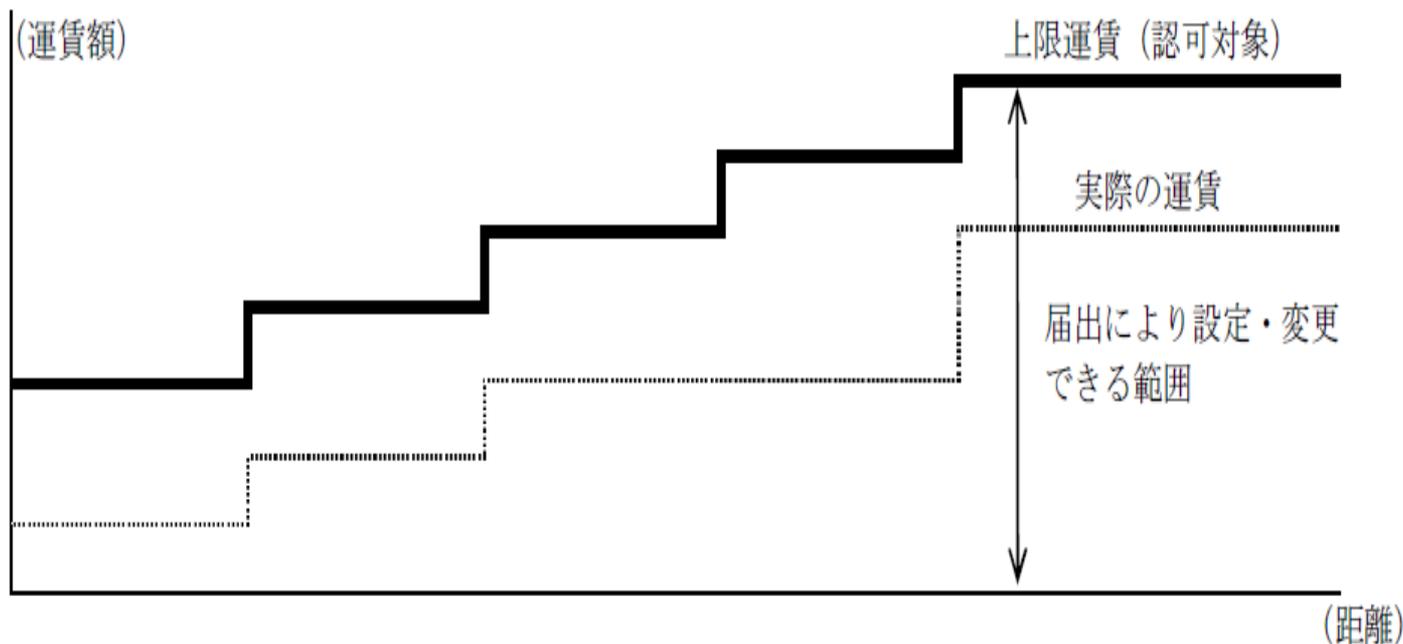


<都市鉄道における利用者ニーズの高度化等に対応した施設整備促進に関する検討会>

現状の運賃制度及び受益者負担制度 (鉄道事業、その他事業)の例について

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 運賃制度 | 1 |
| 2. 特定都市鉄道整備積立金制度の概要 | 4 |
| 3. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT） | 5 |
| 4. 電気通信におけるユニバーサルサービス交付金制度 | 6 |

- 鉄道の運賃については、現在、総括原価(適正原価+適正利潤)方式に基づく上限運賃認可制度を実施。(上限以下は届出制)
- 上限運賃については、1事業者1タリフを原則としている。
- 総括原価の算定に当たっては、JR、大手民鉄及び地下鉄においては、グループ毎にヤードスティック方式を採用。一方、中小民鉄においては、個別に費用を積み上げる方式を採用。



※上限運賃の範囲内で、路線・区間別、季節別、曜日別、時間帯別などの多様な運賃設定が可能。

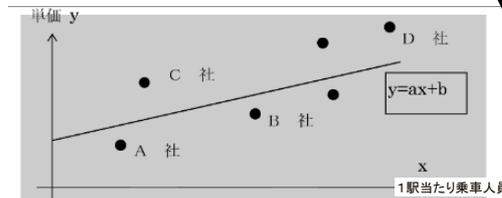
- 総括原価方式の下での上限認可制は、鉄道事業法第16条の規定に基づき、「能率的な経営の下における適正な原価、適正な利潤を超えない」運賃を上限として設定するため、上限運賃による総収入が、総括原価を超えることがないことを確認して認可。
- ヤードスティック対象事業者をJR旅客会社6社、公営地下鉄・東京地下鉄、大手民鉄16社の3グループに分けて比較。
- ヤードスティック対象費目について、施設量に応じた基準コストを算出。
基準コストと実績コストの比較により、適正コスト(運賃改定時の総括原価として認めるコスト)を算出。

総支出(総括原価) ≥ 総収入(上限運賃)

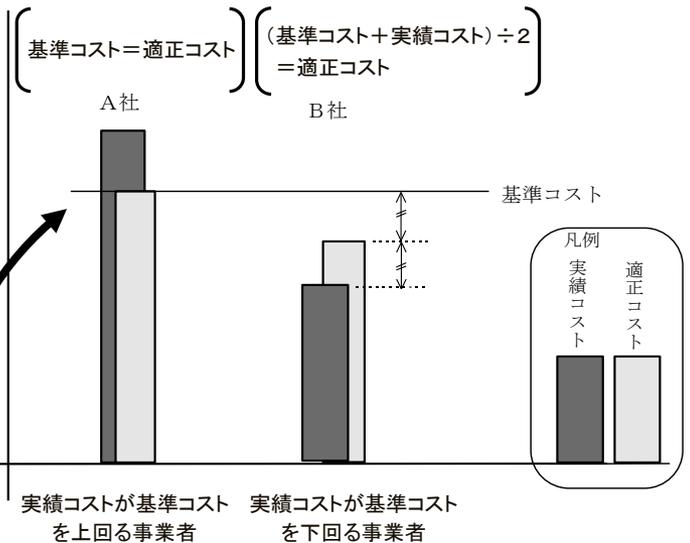
総括原価		総収入	
<支出>		<収入>	
事業報酬	利益	資本費等	改定上限運賃による増収額
	配当金等		現行運賃での収入額
	支払利息		
業費	諸税・減価償却費等	料金収入	運輸雑収
	人件費・経費		

ヤードスティックによる比較については、①線路費、②電路費、③車両費、④列車運転費、⑤駅務費の5項目に分けて、各事業者毎に基準コストを算出。

【基準単価の算出方法】



【適正コストの算出方法】



※基準コスト: ヤードスティック評価における個々の事業者毎の基準値(基準単価 × 施設量)

【加算運賃】

◎ 新線開業に伴う多額の償却費等の費用増加に対応するため、当該路線の利用者に対して基本運賃に加えて追加負担を求めることを目的として、現行の基本運賃の上限額に「加算」するかたちで設定される上限運賃（上限の範囲内で実施運賃を設定→減額は届出、廃止は報告→減額後の再増額は不可）

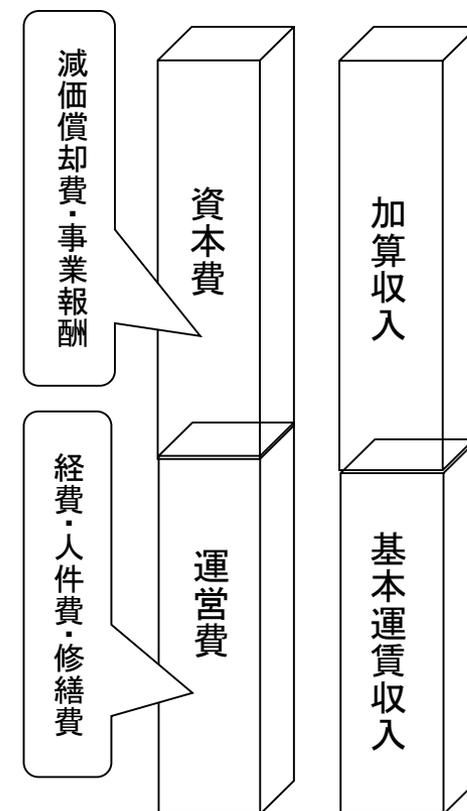
目的・効果

○多額の償却費負担等が経営に与える影響を緩和

■収支改善効果、新線整備投資へのインセンティブ効果

○受益者と他の利用者との負担の公平性の確保

■路線全体の運賃値上げ回避、路線全体のサービス向上

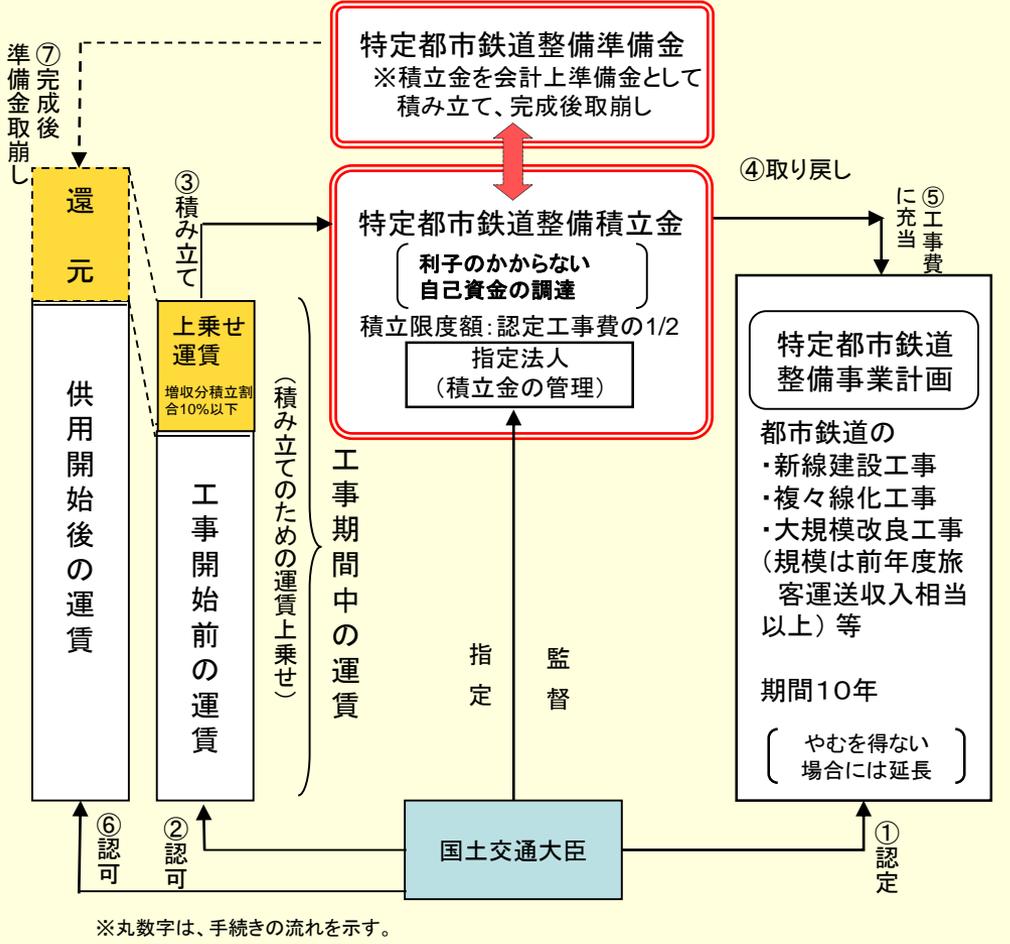


特定都市鉄道整備積立金制度の概要

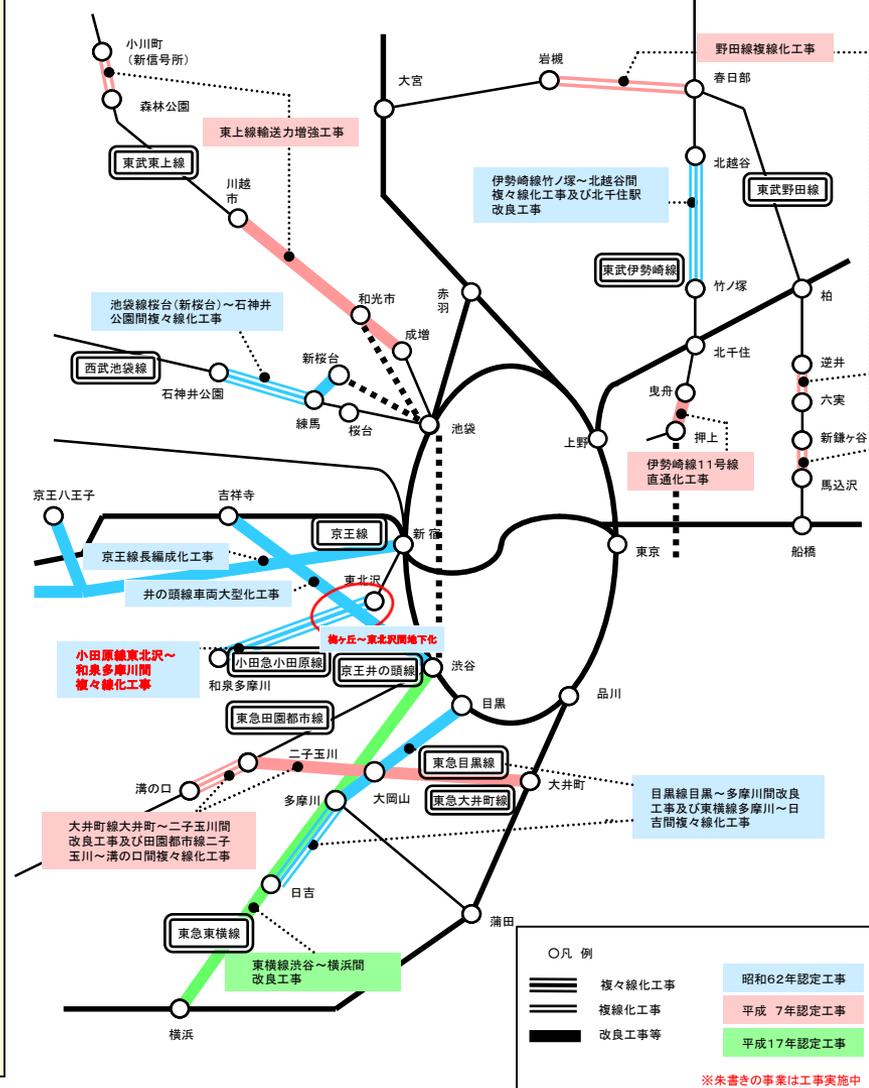
○ 特定都市鉄道整備積立金制度は、鉄道事業者が運賃に上乗せした資金を特定都市鉄道整備事業に充当することにより、負担を長期にわたり平準化し及びその負担を軽減することができ、供用開始後における急激な運賃上昇を回避することを目的とするものである。

特定都市鉄道整備積立金制度

・特定都市鉄道整備事業の工事費を、あらかじめ運賃に上乗せすることにより、利子のかからない自己資金の充当が可能となる。



特定都市鉄道整備工事概略図(29.7現在)



再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、再生可能エネルギーの普及促進を目的とし、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社等が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度
- 電力会社等が買い取る費用の一部を電気利用者から料金と合わせて賦課金という形で徴収

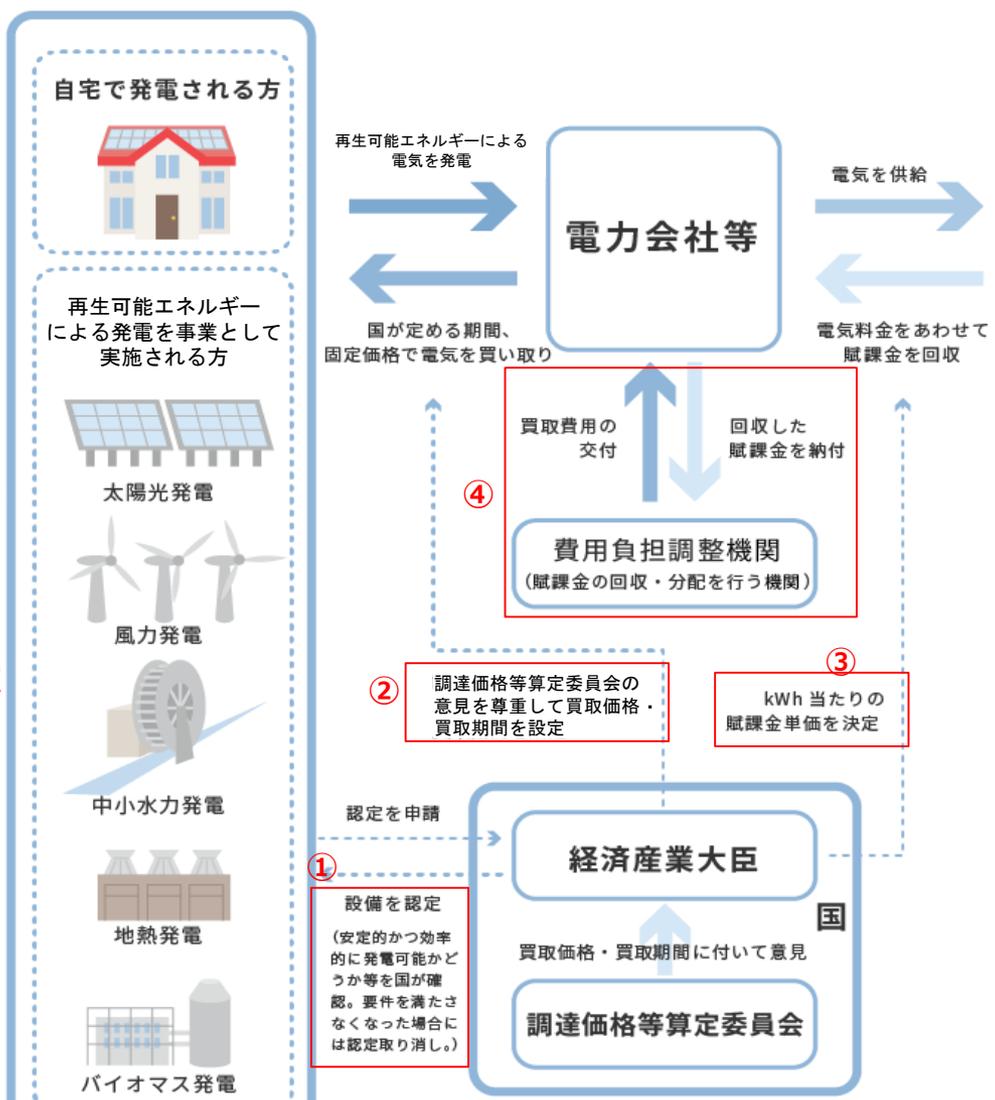
＜国の関与＞

④費用負担の調整

③賦課金単価の決定（毎年度）

②買取価格と買取期間の決定

①再生可能エネルギー発電設備の認定（29.4以降は再生エネ事業計画の認定）



電気料金 + **再エネ賦課金** = **月々の電力会社へのお支払い**

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 (燃料費調整額を含む)

再エネ賦課金の算定方法
 (平成29年5月後計分の電気料金から適用される単価)
 再エネ賦課金 = ご自身が使用した電気の量 (kWh) × 2.64円/kWh^{*}
*ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

電気ご利用のお知らせ いつもご利用いただきありがとうございます

エネ庁 タロウ 様
 契約番号 000-000000-0
 契約種別 AAA

ご使用量	000 kWh	ご請求予定額	0,000円
当月指示数	000	基本料金	000円
前月指示数	000	第1料金	000円
差引	000	第2料金	000円
		第3料金	000円
		燃料費調整額	0円
		再エネ賦課金	0円

今回の検針日 ×月■日
 次回の検針日 ×月■日

お問い合わせ先
 お引越の方 ××-××××-×××× その他の方 ××-××××-××××

○△□電力株式会社
 ◇◎営業所

電気料金領収証
 育エネ タロウ 様
 ご契約番号 000-000000-0
 ご契約種別 AAA
 ●●年×月分
 領収金額 **0,000円**
 うち消費税等 000円
 うち再エネ賦課金等 000円
 上記金額を×月■日
 ご指定口座より
 徴収させていただきます。
 ○△□電力株式会社
 ◇◎営業所
 お照り合わせ先

検針票サンプル

再エネ賦課金
 出典：東京電力HLDGS(株)HP

※経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ掲載資料を参考に作成

電気通信におけるユニバーサルサービス交付金制度

制度概要

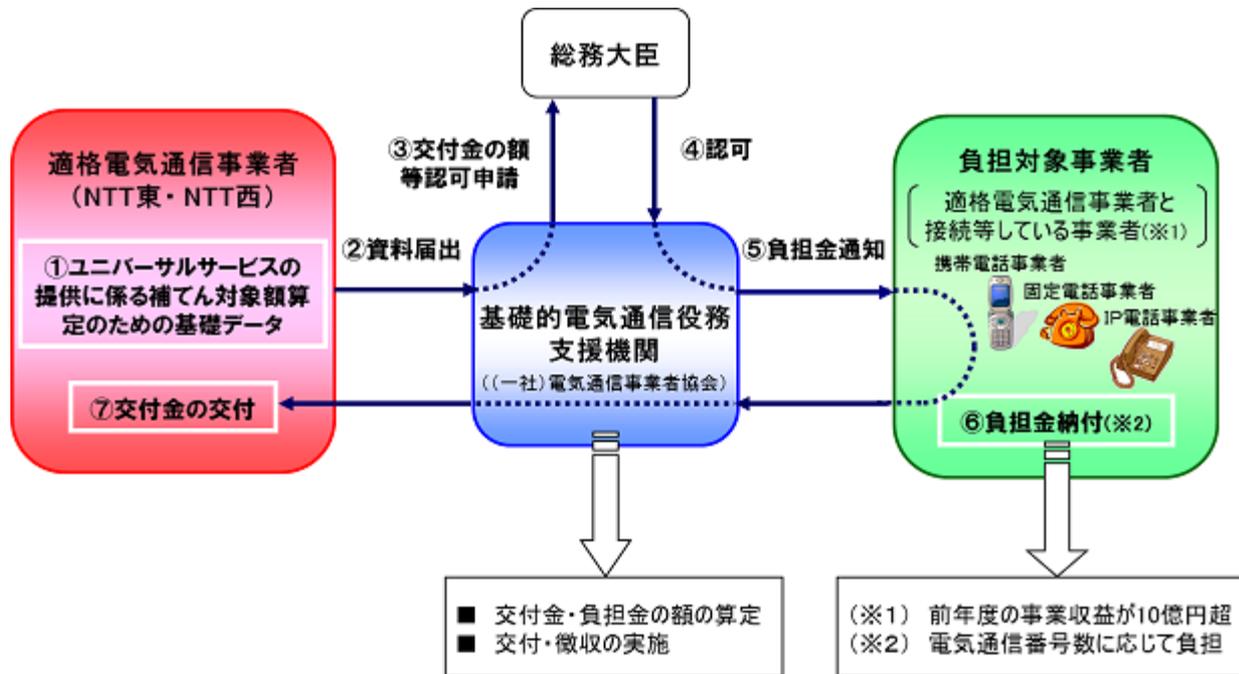
○国民生活に不可欠な通信サービスである、**加入電話等**、**第一種公衆電話**（総務省の基準に基づき設置される公衆電話）、**緊急通報**（110番、118番、119番）は、日本全国で提供されるべきサービスとして、**基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）**に位置づけられている。



＜電話のユニバーサルサービスの提供義務＞

これらの電話のユニバーサルサービスは、**NTT東西が、法令に基づき日本全国であまねく提供する義務**を負っており、高コスト地域を含む日本全国で提供されている。

○ユニバーサルサービス交付金制度は、下図のように、『**基礎的電気通信役務支援機関**』が、適格電気通信事業者（NTT東西）のユニバーサルサービスの収支が赤字の場合、その赤字の一部について、総務大臣の認可を受けて『**負担対象事業者**』から負担金を徴収し、『**適格電気通信事業者**』に交付金として交付する制度



＜負担対象事業者＞

NTT東西のユニバーサルサービス提供設備と接続して電気通信サービスを提供することにより、**受益している電気通信事業者（携帯電話事業者、固定電話事業者、IP電話事業者）のうち、下記の2つの要件を満たす事業者**（2018年1月4日現在、20社）。

- ①前年度の電気通信事業収益が10億円超であること。
- ②総務大臣から電話番号の指定を受け、その番号を最終利用者に付与していること。

負担対象事業者は、利用する電気通信番号（電話番号）に応じて負担金を拠出。

※主な負担対象事業者

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT東日本、NTT西日本 等